

解禁日  
平成 31 年 4 月 10 日（水）  
16：00 解禁

【照会先】職業安定部職業対策課  
課長 大嶋 健二  
課長補佐（高齢・障害担当） 田中 一男  
地方障害者雇用担当官 吉田 学  
（電話）052-219-5507

報道関係者 各位

## 愛知県の障害者雇用状況の集計結果 （平成30年6月1日現在）

愛知労働局では、今般、県内の民間企業における平成30年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日に改定されています（民間企業の場合は2.0%→2.2%、対象企業を従業員数45.5人以上に拡大）。

### 【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.2%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数は32,764.5人、対前年8.8%（2,648.5人）増加

・実雇用率 1.97%、対前年比0.08ポイント上昇（全国 2.05%）

○法定雇用率達成企業の割合は43.9%、対前年比4.7ポイント減少（全国 45.9%）

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 民間企業における雇用状況

#### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は 32,764.5人で、前年より8.8%（2,648.5人）増加し、昨年に引き続き過去最高となった。

【内訳】	身体障害者	21,802.5人	対前年比	4.5%	（938.5人）	増加
	知的障害者	6,973.0人	対前年比	10.3%	（654.0人）	増加
	精神障害者	3,989.0人	対前年比	36.0%	（1056.0人）	増加

- ・ 実雇用率は、過去最高の1.97%（前年は1.89%）、法定雇用率達成企業の割合は43.9%（同48.6%）であった。

〔総括表 1、グラフ 1、詳細表 1 (1)・(2)〕

#### ○ 企業規模別の実雇用率の状況

- ・ 45.5～100人未満 1.55%（対前年比+0.20P）
- ・ 100～300人未満 1.68%（同+0.02P）
- ・ 300～500人未満 1.83%（同+0.06P）
- ・ 500～1,000人未満 1.98%（同+0.16P）
- ・ 1,000人以上 2.25%（同+0.07P）

#### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、全ての業種で前年よりも増加した。

- ・ 愛知県の雇用率1.97%を上回っている業種

鉱業，採石業，砂利採取業	3.65%	不動産業，物品賃貸業	2.04%
製造業	2.03%	宿泊業，飲食サービス業	2.04%
電気・ガス・熱供給・水道業	2.34%	医療，福祉	2.37%
運輸業，郵便業	2.06%	複合サービス事業	2.04%

〔詳細表 1 (3)〕

#### ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成30年の法定雇用率未達成企業は3,560社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、64.6%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は2,003社であり、未達成企業に占める割合は、56.3%となっている。

〔詳細表 1 (4)〕

**総括表**（平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況）

**1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）**（ ）内は平成29年6月1日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤達成割合
民間企業	1,664,506.5人 (1,597,107.5人)	32,764.5人 (30,116.0人)	1.97% (1.89%)	2,788 / 6,348 (2,808 / 5,779)	43.9% (48.6%)

.....以下公表済.....

**2 公的機関における任免状況**

**(1) 愛知県の機関（法定雇用率2.5%）**（ ）内は再点検後の平成29年6月1日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	12,060.5人 (12,086.5人)	331.0人 (318.0人)	2.74% (2.63%)	6 / 6 (6 / 6)	100.0% (100.0%)	0.0人 (0.0人)
愛知県知事部局	9,105.5人 (9,138.5人)	252.0人 (244.5人)	2.77% (2.68%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)	0.0人 (0.0人)
その他の愛知県機関	2,955.0人 (2,948.0人)	79.0人 (73.5人)	2.67% (2.49%)	5 / 5 (5 / 5)	100.0% (100.0%)	0.0人 (0.0人)

**(2) 愛知県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）**（ ）内は再点検後の平成29年6月1日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	38,700.5人 (39,031.0人)	570.5人 (531.0人)	1.47% (1.36%)	0 / 2 (0 / 2)	0.0% (0.0%)	357.5人 (326.0人)
愛知県教育委員会	28,385.0人 (28,719.0人)	333.0人 (306.0人)	1.17% (1.07%)	0 / 1 (0 / 1)	0.0% (0.0%)	348.0人 (325.0人)
名古屋市教育委員会(*1)	10,315.5人 (10,312.0人)	237.5人 (225.0人)	2.30% (2.18%)	0 / 1 (0 / 1)	0.0% (0.0%)	9.5人 (1.0人)

(\*1) 市町村教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの。

**(3) 市町村等の機関（法定雇用率2.5%）**（ ）内は再点検後の平成29年6月1日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
市町村等の機関(*2)	60,697.0人 (60,478.5人)	1,515.5人 (1,461.0人)	2.50% (2.42%)	56 / 78 (58 / 75)	71.8% (77.3%)	62.0人 (38.0人)

(\*2) 市町村等の機関には上記(2)の市町村教育委員会(法定雇用率2.4%)を含まない市町村教育委員会を含む。

**3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.5%）**

（ ）内は再点検後の平成29年6月1日現在の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	9,418.0人 (9,414.0人)	230.5人 (225.5人)	2.45% (2.40%)	7 / 10 (9 / 10)	70.0% (90.0%)	14.5人 (4.0人)
地方独立行政法人等(*3)	2,691.0人 (2,656.0人)	71.5人 (66.0人)	2.66% (2.48%)	4 / 5 (4 / 5)	80.0% (80.0%)	2.5人 (4.0人)
独立行政法人等(*3)	6,727.0人 (6,758.0人)	159.0人 (159.5人)	2.36% (2.36%)	3 / 5 (5 / 5)	60.0% (100.0%)	12.0人 (0.0人)

(\*3) 「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を、「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

注 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者・職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

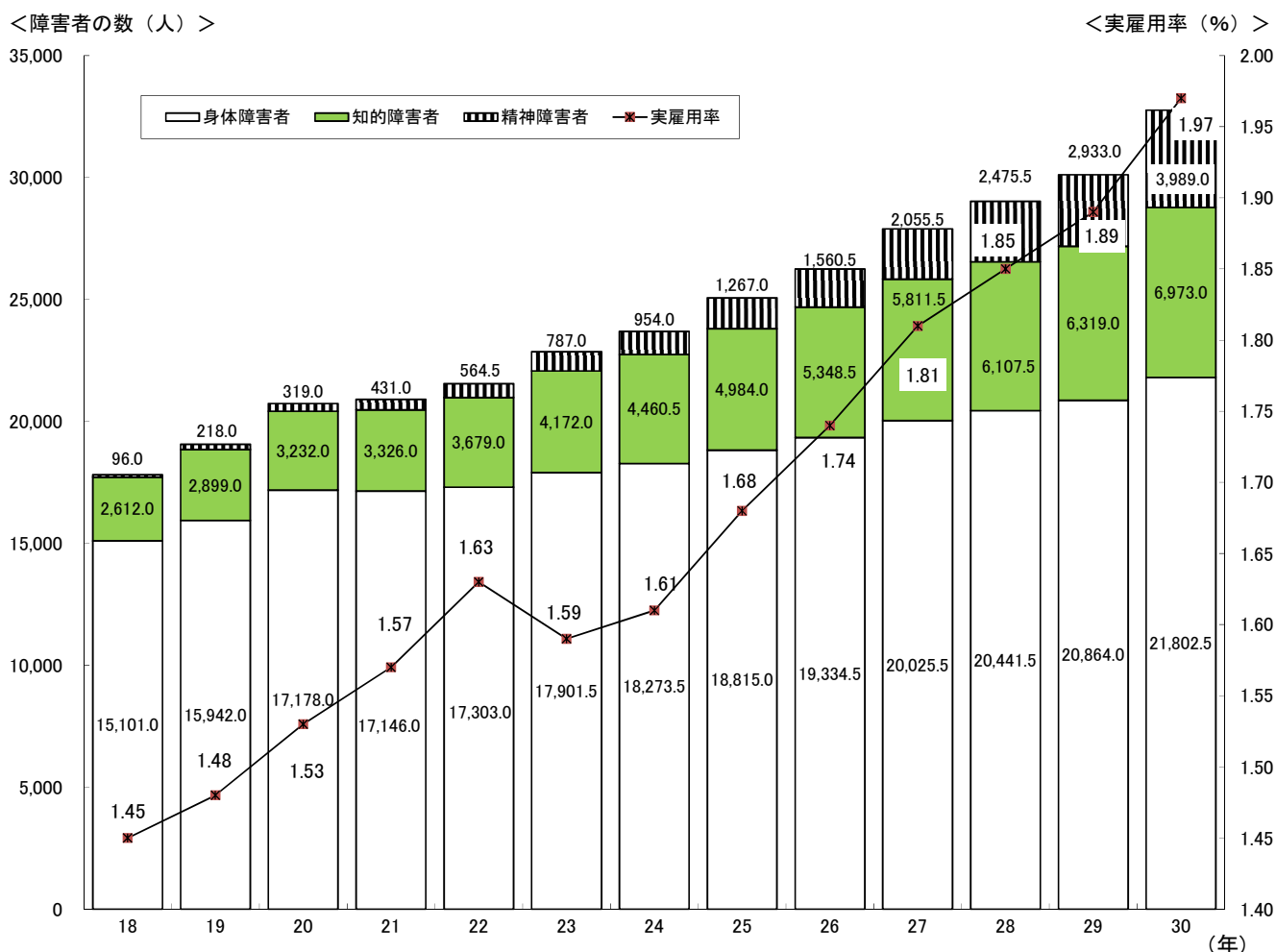
ただし、精神障害者である短時間労働者・職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

# 平成30年6月1日現在の民間企業における障害者の雇用状況

## 1 民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業（45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

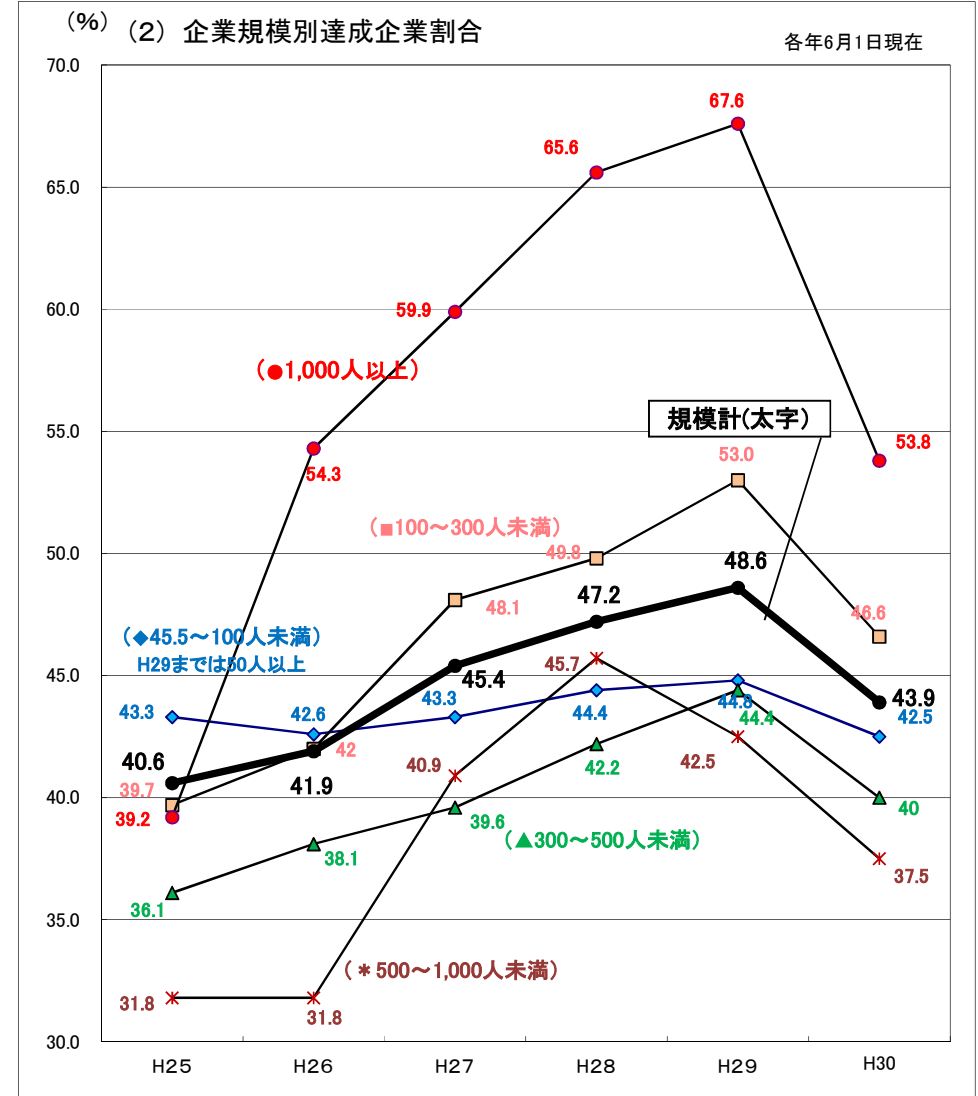
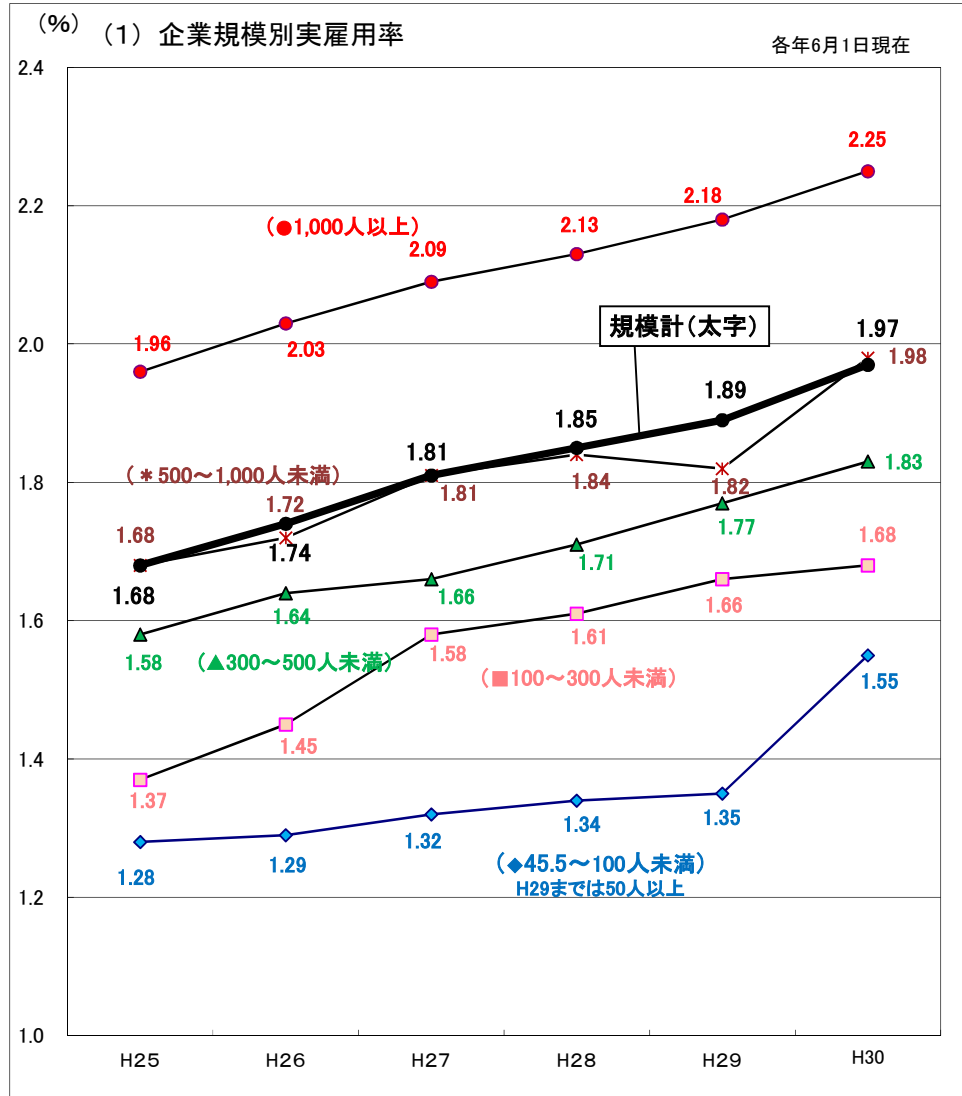
- |   |   |
|---|---|
| <p>平成17年度まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）</li> <li>知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> </ul>  | <p>平成23年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）</li> <li>知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>精神障害者</li> <li>身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> <li>知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> <li>精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> </ul> |
| <p>平成18年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）</li> <li>知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>精神障害者</li> <li>精神障害者である短時間労働者</li> <li>（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> </ul> |   |

注3：法定雇用率は平成30年4月1日に2.0%（50人以上規模の企業）から2.2%（45.5人以上規模の企業）に改定されています。

注4：平成30年6月1日の精神障害者の数については、短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

- ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

## 2 企業規模別状況（グラフ）



### 3 民間企業における障害者雇用状況の推移(愛知県・全国)

(各年6月1日現在)

年度	愛知県		全国		法定雇用率(%)	
	雇用障害者数(カウント人)	実雇用率(%)	雇用障害者数(カウント人)	実雇用率(%)		
S52	8,204	1.24	128,429	1.09	1.5	
S53	8,039	1.22	126,493	1.11		
S54	8,157	1.23	128,493	1.12		
S55	8,427	1.25	135,228	1.13		
S56	9,036	1.30	144,713	1.18		
S57	9,570	1.31	152,603	1.22		
S58	9,743	1.32	155,515	1.23		
S59	10,016	1.33	159,909	1.25		
S60	10,415	1.35	168,276	1.26		
S61	10,732	1.36	170,247	1.26		
S62	11,048	1.37	171,880	1.25		
S63	11,704	1.41	187,115	1.31		1.6
H1	12,608	1.41	195,276	1.32		
H2	13,064	1.42	203,634	1.32		
H3	13,692	1.42	214,814	1.32		
H4	14,337	1.43	229,627	1.36		
H5	14,745	1.46	240,985	1.41		
H6	14,531	1.46	245,348	1.44		
H7	14,688	1.46	247,077	1.45		
H8	14,691	1.47	247,982	1.47		
H9	14,949	1.47	250,030	1.47		
H10	15,034	1.47	251,443	1.48		
H11	15,496	1.49	254,562	1.49	1.8	
H12	15,714	1.51	252,836	1.49		
H13	15,796	1.51	252,870	1.49		
H14	15,720	1.49	246,284	1.47		
H15	16,094	1.50	247,093	1.48		
H16	16,859	1.45	257,939	1.46		
H17	17,306	1.43	269,066	1.49		
H18	17,809	1.45	283,750.5	1.52		
H19	19,059	1.48	302,716.0	1.55		
H20	20,729	1.53	325,603.0	1.59		
H21	20,903	1.57	332,811.5	1.63		
H22	21,546.5	1.63	342,973.5	1.68		
H23	22,860.5	1.59	366,199.0	1.65		
H24	23,688.0	1.61	382,363.5	1.69		
H25	25,066.0	1.68	408,947.5	1.76	2.0	
H26	26,243.5	1.74	431,225.5	1.82		
H27	27,892.5	1.81	453,133.5	1.88		
H28	29,024.5	1.85	474,374.0	1.92		
H29	30,116.0	1.89	495,795.0	1.97		
H30	32,764.5	1.97	534,769.5	2.05	2.2	

S52~  
・重度身体障害者をダブルカウント

S63~  
・知的障害者を算入

H5~  
・重度知的障害者をダブルカウント  
・短時間労働者である重度身体障害者及び知的障害者(1人とカウント)を算入

H16~  
・一定の業種についての除外率10%引下げ

H18~  
・精神障害者を算入  
(短時間労働者である精神障害者については0.5人カウント)

H23~  
・重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)を算入  
・一定の業種についての除外率10%引下げ

H25~  
・法定雇用率2.0%

H30~  
・法定雇用率2.2%

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]  
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]  
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ ( ) 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [ ] 内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

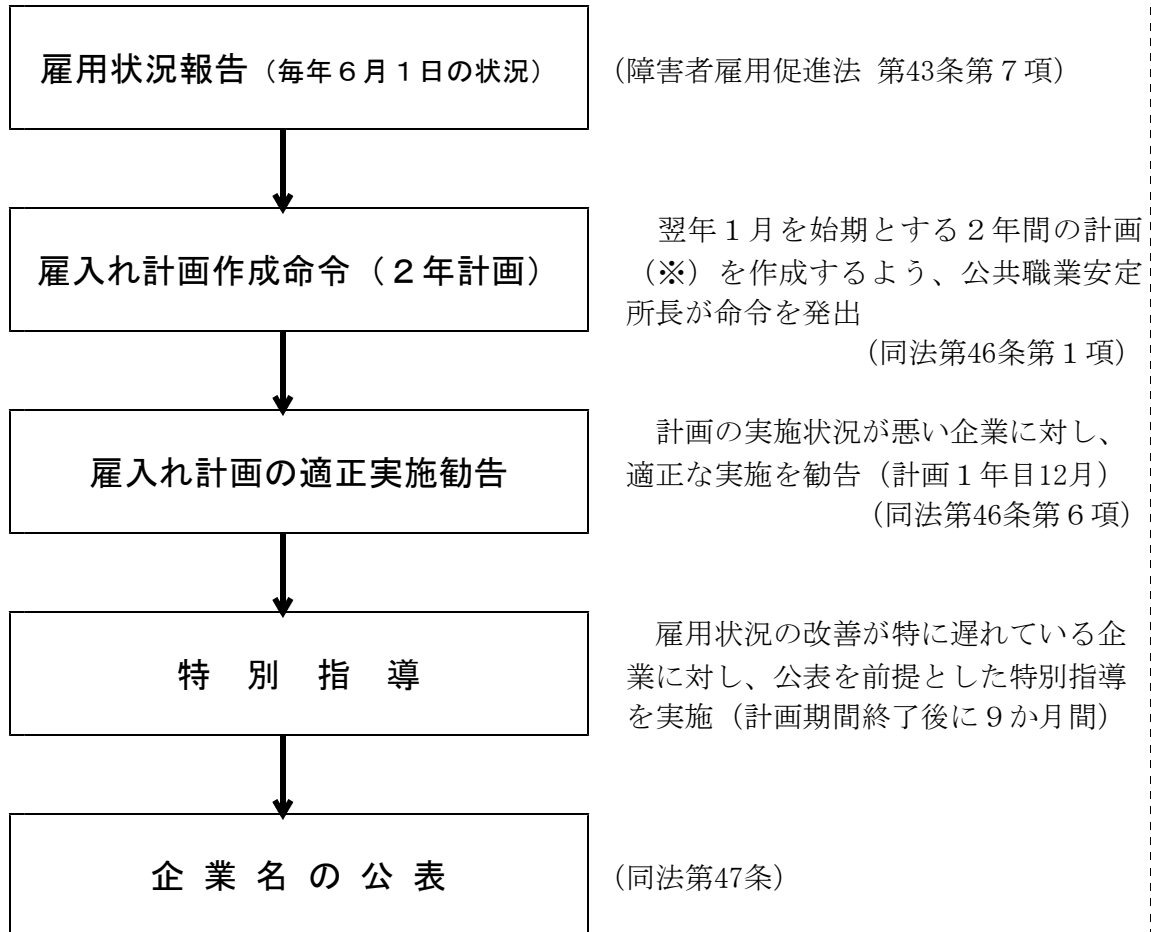
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準

- ① 「実雇用率が全国平均値未満、かつ不足数5人以上」の場合
- ② 「実雇用率に関係なく、不足数10名以上」の場合
- ③ 「法定雇用数が3人又は4人であり、雇用障害者数が0人 (実雇用率が0%)」の場合

○ 【企業名の公表】 平成4年1社、平成19年1社、平成26年1社



# 詳細表

## 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

### (1) 概況

#### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 6,348 (5,779)	人 1,664,506.5 (1,597,107.5)	人 7,116 (6,706)	人 816 (743)	人 16,745 (14,818)	人 1,943 (2,286)	人 32,764.5 (30,116.0)	人 3,378.0 (2,815.5)	% 1.97 (1.89)	企業 2,788 (2,808)	% 43.9 (48.6)

#### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
民間企業	人 32,764.5 (30,116.0)	人 6,142 (5,854)	人 603 (552)	人 8,449 (8,164)	人 933 (880)	人 21,802.5 (20,864.0)	人 1,617.0 (1,541.0)	人 974 (852)	人 213 (191)	人 4,463 (4,097)	人 698 (654)	人 6,973.0 (6,319.0)	人 743.0 (679.0)	人 3,172 (2,557)	人 973 (752.0)	人 661 (0)	人 3,989.0 (2,933.0)	人 1,018.0 (595.5)

#### [1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。  
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 精神障害者である短時間労働者であって、以下のいずれかに該当するものについては、1人分とカウントしている。  
① 平成27年6月2日以降に採用された者であること。  
② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。  
( )内は平成29年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## (2) 企業規模別の雇用状況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 6,348 (5,779)	人 1,664,506.5 (1,597,107.5)	人 7,116 (6,706)	人 816 (743)	人 16,745 (14,818)	人 1,943 (2,286)	人 32,764.5 (30,116.0)	人 3,378.0 (2,815.5)	% 1.97 (1.89)	企業 2,788 (2,808)	% 43.9 (48.6)
45.5～100人未満	企業 3,096 (2,621)	人 204,350.0 (182,309.5)	人 569 (437)	人 120 (101)	人 1,723 (1,354)	人 372 (281)	人 3,167.0 (2,469.5)	人 347.0 (261.0)	% 1.55 (1.35)	企業 1,316 (1,173)	% 42.5 (44.8)
100～300人未満	2,248 (2,184)	351,628.5 (340,997.0)	1,033 (1,010)	225 (226)	3,359 (3,073)	480 (675)	5,890.0 (5,656.5)	742.0 (705.0)	1.68 (1.66)	1,048 (1,157)	46.6 (53.0)
300～500人未満	447 (439)	159,681.0 (156,912.5)	586 (575)	94 (81)	1,561 (1,421)	203 (238)	2,928.5 (2,771.0)	319.0 (263.5)	1.83 (1.77)	179 (195)	40.0 (44.4)
500～1000人未満	336 (313)	221,080.0 (205,290.0)	926 (802)	129 (118)	2,272 (1,861)	232 (294)	4,369.0 (3,730.0)	548.0 (354.0)	1.98 (1.82)	126 (133)	37.5 (42.5)
1,000人以上	221 (222)	727,767.0 (711,598.5)	4,002 (3,882)	248 (217)	7,830 (7,109)	656 (798)	16,410.0 (15,489.0)	1,422.0 (1,232.0)	2.25 (2.18)	119 (150)	53.8 (67.6)

注 1(1)①の表と同じ

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	人 32,764.5 (30,116.0)	人 6,142 (5,854)	人 603 (552)	人 8,449 (8,164)	人 933 (880)	人 21,802.5 (20,864.0)	人 1,617.0 (1,541.0)	人 974 (852)	人 213 (191)	人 4,463 (4,097)	人 698 (654)	人 6,973.0 (6,319.0)	人 743.0 (679.0)	人 3,172 (2,557)	人 973 (752)	人 661 (0)	人 3,989.0 (2,933.0)	人 1,018.0 (595.5)
45.5～100人未満	3,167.0 (2,469.5)	442 (354)	89 (71)	900 (812)	202 (151)	1,974.0 (1,666.5)		127 (83)	31 (30)	447 (389)	116 (68)	790.0 (619.0)		211 (153)	219 (62)	165 (0)	403.0 (184.0)	
100～300人未満	5,890.0 (5,656.5)	893 (872)	178 (170)	1,749 (1,688)	268 (260)	3,847.0 (3,732.0)		140 (138)	47 (56)	815 (805)	142 (193)	1,213.0 (1,233.5)		670 (580)	195 (222)	125 (0)	830.0 (691.0)	
300～500人未満	2,928.5 (2,771.0)	530 (522)	61 (64)	852 (842)	96 (94)	2,021.0 (1,997.0)		56 (53)	33 (17)	345 (309)	72 (71)	526.0 (467.5)		298 (270)	101 (73)	66 (0)	381.5 (306.5)	
500～1000人未満	4,369.0 (3,730.0)	787 (700)	93 (95)	1,152 (1,033)	110 (124)	2,874.0 (2,590.0)		139 (102)	36 (23)	491 (411)	83 (75)	846.5 (675.5)		561 (417)	107 (95)	68 (0)	648.5 (464.5)	
1,000人以上	16,410.0 (15,489.0)	3,490 (3,406)	182 (152)	3,796 (3,789)	257 (251)	11,086.5 (10,878.5)		512 (476)	66 (65)	2,365 (2,183)	285 (247)	3,597.5 (3,323.5)		1,432 (1,137)	351 (300)	237 (0)	1,726.0 (1,287.0)	

注 1(1)②表と同じ

### (3) 産業別の雇用状況

#### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)						
産業計	企業 6,348 (5,779)	人 1,664,506.5 (1,597,107.5)	人 7,116 (6,706)	人 816 (743)	人 16,745 (14,818)	人 1,943 (2,286)	人 32,764.5 (30,116.0)	人 3,378.0 (2,815.5)	% 1.97 (1.89)	企業 2,788 (2,808)	% 43.9 (48.6)	
農、林、漁業	企業 9 (7)	人 797.0 (692.0)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 14 (10)	人 0 (0)	人 14.0 (12.0)	人 0.0 (3.0)	% 1.76 (1.73)	企業 5 (5)	% 55.6 (71.4)	
飲業、採石業、砂利採取業	5 (5)	410.5 (362.5)	5 (4)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	15.0 (13.0)	0.0 (0.0)	3.65 (3.59)	5 (5)	100.0 (100.0)	
建設業	226 (198)	37,893.5 (35,997.5)	143 (133)	12 (9)	369 (330)	20 (19)	677.0 (614.5)	77.0 (62.0)	1.79 (1.71)	92 (95)	40.7 (48.0)	
製造業	2,088 (1,935)	699,630.5 (679,754.5)	3,525 (3,396)	103 (96)	6,893 (6,382)	272 (300)	14,182.0 (13,420.0)	1,009.5 (927.0)	2.03 (1.97)	1,043 (1,080)	50.0 (55.8)	
電気・ガス・熱供給・水道業	11 (10)	23,591.0 (23,599.0)	133 (142)	6 (6)	277 (257)	4 (5)	551.0 (549.5)	30.0 (39.5)	2.34 (2.33)	5 (8)	45.5 (80.0)	
情報通信業	209 (193)	46,694.0 (44,446.5)	174 (154)	5 (9)	359 (350)	10 (12)	717.0 (673.0)	78.5 (72.5)	1.54 (1.51)	63 (62)	30.1 (32.1)	
運輸業、郵便業	567 (510)	108,141.5 (103,812.0)	405 (358)	58 (55)	1,299 (1,134)	132 (144)	2,233.0 (1,977.0)	242.0 (247.5)	2.06 (1.90)	311 (298)	54.9 (58.4)	
卸売業、小売業	989 (897)	262,573.5 (252,133.0)	926 (855)	188 (162)	2,574 (2,227)	456 (495)	4,842.0 (4,346.5)	562.5 (364.0)	1.84 (1.72)	342 (334)	34.6 (37.2)	
金融業、保険業	53 (47)	25,930.0 (25,725.0)	121 (112)	11 (12)	247 (227)	10 (9)	505.0 (467.5)	58.0 (56.5)	1.95 (1.82)	20 (22)	37.7 (46.8)	
不動産業、物品賃貸業	105 (98)	40,145.0 (38,115.0)	124 (112)	28 (27)	504 (422)	74 (129)	817.0 (737.5)	166.5 (90.0)	2.04 (1.93)	27 (38)	25.7 (38.8)	
学術研究、専門・技術サービス業	207 (186)	50,144.0 (46,849.5)	236 (205)	13 (11)	387 (347)	26 (24)	885.0 (780.0)	109.0 (72.0)	1.76 (1.66)	63 (54)	30.4 (29.0)	
宿泊業、飲食サービス業	160 (145)	53,588.5 (50,770.0)	162 (157)	74 (63)	611 (498)	172 (235)	1,095.0 (992.5)	174.0 (133.5)	2.04 (1.95)	60 (60)	37.5 (41.4)	
生活関連サービス業、娯楽業	213 (201)	32,620.0 (31,847.0)	107 (74)	32 (34)	330 (223)	77 (100)	614.5 (455.0)	79.5 (64.5)	1.88 (1.43)	80 (75)	37.6 (37.3)	
教育、学習支援業	116 (109)	28,008.5 (27,299.5)	123 (107)	9 (9)	171 (175)	23 (25)	437.5 (410.5)	40.5 (35.0)	1.56 (1.50)	31 (34)	26.7 (31.2)	
医療、福祉	661 (600)	117,023.5 (109,829.5)	462 (448)	179 (156)	1,437 (1,118)	457 (542)	2,768.5 (2,441.0)	425.0 (299.5)	2.37 (2.22)	346 (343)	52.3 (57.2)	
複合サービス事業	36 (36)	14,937.5 (14,894.0)	71 (71)	8 (7)	145 (141)	19 (23)	304.5 (301.5)	20.5 (18.0)	2.04 (2.02)	16 (17)	44.4 (47.2)	
サービス業	693 (602)	122,378.0 (110,981.0)	399 (377)	90 (87)	1,123 (972)	191 (224)	2,106.5 (1,925.0)	305.5 (331.0)	1.72 (1.73)	279 (278)	40.3 (46.2)	

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
産業計	32,764.5 (30,116.0)	6,142 (5,854)	603 (552)	8,449 (8,164)	933 (880)	21,802.5 (20,864.0)	1,617.0 (1,541.0)	974 (852)	213 (191)	4,463 (4,097)	698 (654)	6,973.0 (6,319.0)	743.0 (679.0)	3,172 (2,557)	973 (752)	661 (—)	3,989.0 (2,933.0)	1,018.0 (595.5)	
農、林、漁業	14.0 (12.0)	0 (1)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	6 (4)	0 (0)	6.0 (4.0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3.0 (1.0)	0 (0)		
鉱業、採石業、砂利採取業	15.0 (13.0)	5 (4)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	15.0 (13.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	
建設業	677.0 (614.5)	141 (130)	12 (9)	239 (235)	19 (15)	542.5 (511.5)	2 (3)	0 (0)	26 (18)	1 (0)	30.5 (24.0)	97 (77)	7 (4)	7 (0)	104.0 (79.0)	0 (0)	0 (0)		
製造業	14,182.0 (13,420.0)	3,211 (3,108)	73 (70)	3,586 (3,500)	169 (166)	10,165.5 (9,869.0)	314 (288)	30 (26)	2,141 (2,012)	71 (73)	2,834.5 (2,650.5)	1,113 (870)	85 (61)	53 (0)	1,182.0 (900.5)	0 (0)	0 (0)		
電気・ガス・熱供給・水道業	551.0 (549.5)	120 (129)	6 (6)	196 (193)	3 (2)	443.5 (458.0)	13 (13)	0 (0)	43 (41)	0 (0)	69.0 (67.0)	38 (23)	1 (3)	0 (0)	38.5 (24.5)	0 (0)	0 (0)		
情報通信業	717.0 (673.0)	172 (153)	5 (9)	218 (225)	8 (4)	571.0 (542.0)	2 (1)	0 (0)	7 (6)	0 (0)	11.0 (8.0)	129 (119)	7 (8)	5 (0)	135.0 (123.0)	0 (0)	0 (0)		
運輸業、郵便業	2,233.0 (1,977.0)	367 (326)	44 (46)	775 (736)	75 (63)	1,590.5 (1,465.5)	38 (32)	14 (9)	257 (230)	38 (33)	366.0 (319.5)	223 (168)	63 (48)	44 (0)	276.5 (192.0)	0 (0)	0 (0)		
卸売業、小売業	4,842.0 (4,346.5)	723 (662)	135 (120)	1,137 (1,079)	176 (154)	2,806.0 (2,600.0)	203 (193)	53 (42)	784 (722)	193 (161)	1,339.5 (1,230.5)	503 (426)	237 (180)	150 (0)	696.5 (516.0)	0 (0)	0 (0)		
金融業、保険業	505.0 (467.5)	114 (110)	11 (12)	173 (182)	10 (8)	417.0 (418.0)	7 (2)	0 (0)	7 (3)	0 (0)	21.0 (7.0)	66 (42)	1 (1)	1 (0)	67.0 (42.5)	0 (0)	0 (0)		
不動産業、物品賃貸業	817.0 (737.5)	98 (96)	23 (21)	130 (140)	15 (20)	356.5 (363.0)	26 (16)	5 (6)	168 (145)	40 (49)	245.0 (207.5)	173 (137)	52 (60)	33 (0)	215.5 (167.0)	0 (0)	0 (0)		
学術研究、専門・技術サービス業	885.0 (780.0)	166 (151)	11 (10)	200 (191)	21 (14)	553.5 (510.0)	70 (54)	2 (1)	84 (74)	0 (1)	226.0 (183.5)	98 (82)	10 (9)	5 (0)	105.5 (86.5)	0 (0)	0 (0)		
宿泊業、飲食サービス業	1,095.0 (992.5)	92 (89)	47 (32)	164 (172)	56 (78)	423.0 (421.0)	70 (68)	27 (31)	238 (208)	90 (83)	450.0 (416.5)	145 (118)	90 (74)	64 (0)	222.0 (155.0)	0 (0)	0 (0)		
生活関連サービス業、娯楽業	614.5 (455.0)	55 (54)	18 (23)	132 (104)	43 (42)	281.5 (256.0)	52 (20)	14 (11)	115 (74)	19 (25)	242.5 (137.5)	64 (45)	34 (33)	19 (0)	90.5 (61.5)	0 (0)	0 (0)		
教育・学習支援業	437.5 (410.5)	114 (101)	9 (9)	113 (128)	17 (13)	358.5 (345.5)	9 (6)	0 (0)	14 (12)	4 (4)	34.0 (26.0)	35 (35)	11 (8)	9 (0)	45.0 (39.0)	0 (0)	0 (0)		
医療、福祉	2,768.5 (2,441.0)	371 (357)	125 (101)	635 (583)	172 (141)	1,588.0 (1,468.5)	91 (91)	54 (55)	349 (342)	199 (180)	684.5 (669.0)	231 (193)	308 (221)	222 (0)	496.0 (303.5)	0 (0)	0 (0)		
複合サービス事業	304.5 (301.5)	47 (48)	5 (4)	63 (64)	9 (9)	166.5 (168.5)	24 (23)	3 (3)	46 (44)	7 (8)	100.5 (97.0)	31 (33)	8 (6)	5 (0)	37.5 (36.0)	0 (0)	0 (0)		
サービス業	2,106.5 (1,925.0)	346 (335)	79 (80)	678 (622)	140 (151)	1,519.0 (1,447.5)	53 (42)	11 (7)	178 (162)	36 (37)	313.0 (271.5)	223 (188)	59 (36)	44 (0)	274.5 (206.0)	0 (0)	0 (0)		

注 1(1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（注4）	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（注5）	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業 2,088 (1,935)	人 699,630.5 (679,754.5)	人 3,525 (3,396)	人 103 (96)	人 6,893 (6,382)	人 272 (300)	人 14,182.0 (13,420.0)	人 1,009.5 (927.0)	% 2.03 (1.97)	企業 1,043 (1,080)	% 50.0 (55.8)
食料品・たばこ	企業 210 (199)	人 44,153.0 (43,436.0)	人 133 (126)	人 20 (26)	人 564 (516)	人 82 (84)	人 891.0 (836.0)	人 91.0 (85.0)	% 2.02 (1.92)	企業 120 (125)	% 57.1 (62.8)
繊維・衣服	72 (66)	10,406.0 (10,114.5)	29 (27)	4 (3)	129 (109)	9 (14)	195.5 (173.0)	15.0 (15.0)	1.88 (1.71)	45 (39)	62.5 (59.1)
木材・家具	41 (38)	5,660.5 (5,607.5)	27 (28)	3 (2)	70 (61)	1 (1)	127.5 (119.5)	7.0 (6.0)	2.25 (2.13)	27 (27)	65.9 (71.1)
パルプ・紙・印刷	115 (103)	17,931.5 (17,466.0)	54 (51)	5 (2)	196 (167)	10 (12)	314.0 (277.0)	30.5 (18.5)	1.75 (1.59)	54 (45)	47.0 (43.7)
化学工業	210 (198)	35,964.5 (34,484.5)	127 (125)	12 (9)	365 (313)	25 (32)	643.5 (588.0)	54.0 (52.0)	1.79 (1.71)	103 (105)	49.0 (53.0)
窯業・土石	71 (69)	19,431.5 (18,850.5)	86 (85)	1 (4)	187 (173)	8 (9)	364.0 (351.5)	13.5 (16.5)	1.87 (1.86)	34 (40)	47.9 (58.0)
鉄鋼	72 (65)	15,299.0 (14,677.5)	63 (66)	0 (0)	167 (149)	4 (13)	295.0 (287.5)	19.0 (23.0)	1.93 (1.96)	36 (35)	50.0 (53.8)
非鉄金属	35 (35)	4,515.0 (3,980.5)	14 (13)	1 (0)	57 (47)	5 (5)	88.5 (75.5)	5.0 (3.0)	1.96 (1.90)	25 (26)	71.4 (74.3)
金属製品	224 (189)	27,305.5 (24,120.0)	80 (75)	5 (2)	313 (267)	19 (16)	487.5 (427.0)	38.5 (25.0)	1.79 (1.77)	112 (98)	50.0 (51.9)
電気機械	136 (128)	92,615.5 (84,594.0)	626 (560)	12 (16)	687 (609)	19 (15)	1,960.5 (1,752.5)	147.5 (127.0)	2.12 (2.07)	63 (75)	46.3 (58.6)
その他機械	737 (682)	395,559.5 (388,000.0)	2,186 (2,131)	33 (25)	3,820 (3,581)	75 (85)	8,262.5 (7,910.5)	534.0 (500.0)	2.09 (2.04)	346 (376)	46.9 (55.1)
その他	165 (163)	30,789.0 (34,423.5)	100 (109)	7 (7)	338 (390)	15 (14)	552.5 (622.0)	54.5 (56.0)	1.79 (1.81)	78 (89)	47.3 (54.6)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e
製造業計	14,182.0 (13,420.0)	3,211 (3,108)	73 (70)	3,586 (3,500)	169 (166)	10,165.5 (9,869.0)	314 (288)	30 (26)	2,141 (2,012)	71 (73)	2,834.5 (2,650.5)	1,113 (870)	85 (61)	53 (0)	1,182.0 (900.5)
食料品・たばこ	891.0 (836.0)	90 (89)	14 (17)	179 (171)	39 (37)	392.5 (384.5)	43 (37)	6 (9)	313 (295)	31 (29)	420.5 (392.5)	59 (50)	25 (18)	13 (0)	78.0 (59.0)
繊維工業	195.5 (173.0)	23 (20)	2 (1)	80 (67)	6 (9)	131.0 (112.5)	6 (7)	2 (2)	36 (33)	1 (2)	50.5 (50.0)	13 (9)	2 (3)	0 (0)	14.0 (10.5)
木材・家具	127.5 (119.5)	25 (25)	3 (2)	30 (26)	1 (0)	83.5 (78.0)	2 (3)	0 (0)	29 (27)	0 (1)	33.0 (33.5)	11 (8)	0 (0)	0 (0)	11.0 (8.0)
パルプ・紙・印刷	314.0 (277.0)	45 (44)	2 (2)	87 (78)	5 (5)	181.5 (170.5)	9 (7)	3 (0)	76 (60)	4 (5)	99.0 (76.5)	30 (29)	4 (2)	3 (0)	33.5 (30.0)
化学工業	643.5 (588.0)	108 (108)	7 (5)	180 (165)	16 (19)	411.0 (395.5)	19 (17)	5 (4)	91 (89)	9 (10)	138.5 (132.0)	90 (59)	4 (3)	4 (0)	94.0 (60.5)
窯業・土石	364.0 (351.5)	78 (79)	1 (4)	102 (99)	5 (3)	261.5 (262.5)	8 (6)	0 (0)	52 (52)	3 (3)	69.5 (65.5)	30 (22)	3 (3)	3 (0)	33.0 (23.5)
鉄鋼	295.0 (287.5)	60 (62)	0 (0)	102 (89)	2 (7)	223.0 (216.5)	3 (4)	0 (0)	31 (34)	1 (1)	37.5 (42.5)	32 (26)	3 (5)	2 (0)	34.5 (28.5)
非鉄金属	88.5 (75.5)	13 (11)	1 (0)	20 (21)	4 (3)	49.0 (44.5)	1 (2)	0 (0)	23 (20)	1 (1)	25.5 (24.5)	13 (6)	1 (1)	1 (0)	14.0 (6.5)
金属製品	487.5 (427.0)	58 (57)	4 (2)	133 (118)	13 (12)	259.5 (240.0)	22 (18)	1 (0)	126 (106)	4 (3)	173.0 (143.5)	51 (43)	5 (1)	3 (0)	55.0 (43.5)
電気機械	1,960.5 (1,752.5)	593 (538)	9 (12)	416 (395)	13 (9)	1,617.5 (1,487.5)	33 (22)	3 (4)	149 (129)	4 (4)	220.0 (179.0)	121 (85)	3 (2)	1 (0)	123.0 (86.0)
その他機械	8,262.5 (7,910.5)	2,034 (1,984)	25 (19)	2,122 (2,103)	54 (53)	6,242.0 (6,116.5)	152 (147)	8 (6)	1,102 (1,020)	11 (12)	1,419.5 (1,326.0)	581 (458)	25 (20)	15 (0)	601.0 (468.0)
その他	552.5 (622.0)	84 (91)	5 (6)	135 (168)	11 (9)	313.5 (360.5)	16 (18)	2 (1)	113 (147)	2 (2)	148.0 (185.0)	82 (75)	10 (3)	8 (0)	91.0 (76.5)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数規模別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率未 達成企業の数	② 不足数 (①の内訳)											③ ①のうち雇用障害 者数が0人である 企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人又は7人	7.5人又は8人	8.5人又は9人	9.5人以上 20人以下	20.5人以上	
規模計	3,560 (100.0%)	2,299 (64.6%)	689 (19.4%)	293 (8.2%)	132 (3.7%)	63 (1.8%)	37 (1.0%)	16 (0.4%)	7 (0.2%)	9 (0.3%)	12 (0.3%)	3 (0.1%)	2,003 (56.3%)
45.5-100人未満	1,780 (100.0%)	1,675 (94.1%)	105 (5.9%)										1,714 (96.3%)
100-300人未満	1,200 (100.0%)	514 (42.8%)	473 (39.4%)	161 (13.4%)	40 (3.3%)	11 (0.9%)	1 (0.1%)						287 (23.9%)
300-500人未満	268 (100.0%)	57 (21.3%)	56 (20.9%)	66 (24.6%)	47 (17.5%)	24 (9.0%)	11 (4.1%)	5 (1.9%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)		2 (0.7%)
500-1,000人未満	210 (100.0%)	36 (17.1%)	40 (19.0%)	48 (22.9%)	30 (14.3%)	23 (11.0%)	17 (8.1%)	7 (3.3%)	5 (2.4%)	2 (1.0%)	2 (1.0%)		0 (0.0%)
1,000人以上	102 (100.0%)	17 (16.7%)	15 (14.7%)	18 (17.6%)	15 (14.7%)	5 (4.9%)	8 (7.8%)	4 (3.9%)	2 (2.0%)	6 (5.9%)	9 (8.8%)	3 (2.9%)	0 (0.0%)

注1： ( )内は、当該企業規模階級内における構成比。

注2： ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数。